

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 3 年 6 月 28 日

京都府知事 様



提出者 京都府京都市下京区西中筋通七条上ル菱屋町150-1  
住 所 株式会社 西利  
氏 名代表取締役社長 平井誠一  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 075-361-8181

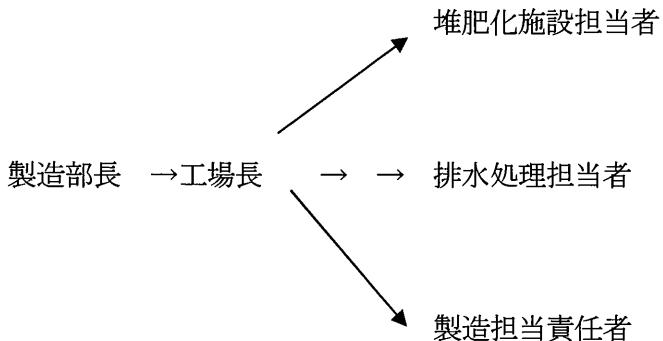
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 西利 あじわいの郷工場
事業場の所在地	京都府京丹後市弥栄町木橋
計画期間	令和3年度
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	野菜漬物製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 3,700百万円
③ 従業員数	81人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	動植物性残さ → 自社処理・堆肥化 → 堆肥化・圃場へ還元 排水処理汚泥 → 工業汚泥・肥料化 → 肥料化・圃場へ還元 廃プラスチック → 中間処理業者・焼却 → 埋め立て処分

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】								
① 現状		産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃プラスチック	汚泥					
		排出量	583 t	78.95 t	87 t					
		(これまでに実施した取組)								
入荷前の事前打ち合わせにより、野菜の規格品入荷と適正な入荷数量、野菜の使用用途変更で廃棄物の減少に努める。										
発生の多い動植物性残さ千枚の大カブの規格を徹底したため生産者が圃場で処分したため排出量が減少した。										
工場から出た排水処理汚泥を工業汚泥肥料としてすべて再生利用										
② 計画		【目標】								
		産業廃棄物の種類	動植物性残さ	廃プラスチック	汚泥					
		排出量	1,000 t	80 t	150 t					
(今後実施する予定の取組)										
入荷前の事前打ち合わせにより規格の野菜の入荷と適正な入荷数量で廃棄物の減少に努める。動植物性残さの目標値が令和2年の実績より上がっているのは、発生の多い千枚の大カブの状態が良かった為、入荷数が減少した。令和2年度は動植物性残さの廃棄物が減少したが、令和3年度は入荷数が増える状況になると思われ目標値が上がっている。										

## 産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 野菜残さ・廃プラスチックの分別
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 野菜残さの堆肥化継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
① 現状		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	583 t	87 t
(これまでに実施した取組)				
工場から出た排水汚泥を工業汚泥肥料としてすべて再生利用				
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
② 計画		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	1,000 t	150 t
(今後実施する予定の取組)				
堆肥と工業肥料の実用化の継続				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】		
		産業廃棄物の種類		
① 現状		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)				
		【目標】		
		産業廃棄物の種類		
② 計画		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	
	全処理委託量	78.95 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	78.95 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	
	全処理委託量	80 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	80 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。